

## 【理念】

1. **利用者の尊重** 共生の精神に則り、利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
2. **自立支援** 利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
3. **安心・安全な生活** 利用者や家族が安心・安全な暮らしができるように支援します。
4. **地域との連携** 地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努め、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

## 【運営の目的と基本方針】

### 1. 運営の目的

児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約の精神を理念として社会養護を要する子どもに対して『子どもの最善の利益』のために、その自立心を損なうことなく、心身ともに健全な人間として、家族再統合、社会参加できることをめざして日々の援助を行うことを目的とする。

### 2. 基本方針

- ①男女別2つのユニットと、男女混合5つのグループホームにおいて、家庭的養護を実践する。
- ②温かい愛情と潤いに満ちた人間関係の中で、安心と信頼にあふれる生活環境を作り、子ども同士の連帯感を強め、集団を大切にし、子ども一人ひとりが本来持っている力が伸びるように努める。
- ③入所児童とその家族を支援の対象としたソーシャルワークを実践する。
- ④より家庭に近い養育環境を必要とする子どもは里親委託をする。
- ⑤家庭生活の体験の機会としてフレンドホームを積極的に活用する。
- ⑥治療的養育環境を整備し、子どもの心の回復と安全を図る。
- ⑦地域社会においては、当施設の持っている強みを生かして、児童福祉分野の予防的な機能を如何なく発揮する。

### 3. 外部監査

定期的に公認会計士による外部監査を受ける。会計、運営に関する分析から課題を抽出し改善方法を探る。

### 4. 第三者評価（IMS ジャパン）

施設運営や養育、支援の内容について第三者評価を行う。評価結果については職員間で共用し、評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にできるようにする。

## 【平成 30 年度 事業計画 重点項目】

### 1. 入所児童とその家族の権利擁護

社会的養護の仕組みは、子どもの権利擁護の最後の砦といわれている。児童養護施設に辿りついた子どもたちは、われわれが想像もしないような過酷な状況を経験している。虐待といった極めて不適切な環境下からようやく保護された子どもたちが、本来持っている子どもの権利が十分に保障され、心身ともに健康で、発達が促進される環境のもとで生活できるように努める。そのために、子どもの権利について学ぶ場を準備する共に、全国児童養護施設協議会が作成した権利擁護チェックシートを活用し、自己点検を行う。

### 2. 人材育成① ーマニュアル（手順書）の作成ー

平成 30 年度は、5 名の新任職員が入職する。その定着と育成は今年度も引き続きの課題となる。全ホーム・ユニットでは、4 名体制を確立しているが、それに伴い、経験年数が少ない職員が多くなったことにより、マニュアルの整備は急務となっている。マニュアルの整備は平成 27 年度より、業務の標準化を目指し、マニュアル作成に取り組んできているが、忙しい日常業務の合間をぬっての作業ということあり、いまだ完成には至っていない。現状は、各ホーム・ユニットでは、伝承という形で存在しているが、その原型は、希望の家の大舎制時代の手引書にほとんどの項目が存在している。小規模家に伴い全ての項目が現状でのマニュアルにはそぐわないが、業務の標準化を目指す為にベースを手引書から検討・整備し、人材育成のツールとしたい。それに伴い、必要であろうマニュアル（手順書）一覧表を作成し、職員間での適切な分担（職種や職層、委員会などによる分担）のもと、完成を目指す。

### 3. 人材育成② ー求められる人材像を明らかにー

平成 26 年度より取り組んでいる「求められる人材像」を明らかにする取り組みは、今年度も引き続き継続する。人材育成委員会の中核をなす活動として取り組む。

施設長、副施設長、家庭支援専門相談員や自立支援コーディネーター、治療指導員（心理職）に加えて、7 つのグループのリーダーと地域支援のリーダーが参加するリーダー会にて検討し、平成 30 年度中の完成を目指す。

### 4. 働く環境

1 グループの担当職員をこれまでの 3 人から 4 人として休みやすい職場環境、働きやすい職場環境を作ったが、途中で退職する新任職員が 28・29 年度出てしまい、ホームによっては、3 名配置の状況で乗り切らざるを得ずホーム間の格差が出てしまい、退職者が出たホームは過重労働になってしまった。対策として、29 年度の後半ではあるが、他のホームのリーダー職員が宿直業務を助ける仕組みを取り入れ、わずかながらではあるが実施できた。今年度はこの点を更に工夫を加え、緊急の対応にも対処できる配置を考え労働環境を改善し、取り組んでいきたい。

### 5. 地域福祉への貢献

葛飾区からの委託事業であるショート・トワイライトステイ事業、補助事業である家庭訪問型子

育て支援事業（ホームスタート）などは、地域の福祉ニーズにあった支援として、多くの方に利用いただいている。これらの事業は、利用者の定着が進んでおり、更なるサービスの向上を目指す。加えて、昨年度は緊急一時預かり事業が例年より多く、その対応の整備を進めていきたい。社会貢献としての側面を持つホームスタート事業はさらなる充実を目指す。

## 6. 性教育への取り組み

年齢や発達、生育歴等に配慮したうえで実施する。性被害についても具体的行動レベルで入所児童に説明する機会を設ける。生活の中で「生（きる）」を土台とした「性」をどう扱うかは、対応職員に相応な力量が求められる。知識を習得するために会議の中で学習会、講師を招き園内研修を実施していく。